

## 習志野市農業委員会総会議事録

令和5年第8回習志野市農業委員会総会は令和5年8月4日（金曜日）に習志野市役所5階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前 9時00分
2. 委員の出欠席 16名中 14名出席 欠席2名（網掛け）

（委員氏名）

1番 中野 政博	2番 江口 明美	3番 江口 勝洋
4番 渡邊 喜代美	5番 櫻井 茂雄	6番 三代川 和彦
7番 飯生 正己	8番 廣瀬 克久	9番 村山 源司
10番 中基 明	11番 矢野 泰宏	12番 都築 博文
13番 織戸 淳也	14番 渡邊 幸枝	

会長 三代川 彦博 会長職務代理者 村山 茂男

3. 議事録署名人 1番 中野 政博 4番 渡邊 喜代美

4. 総会に付した議件

議案第 1 号 生産緑地のあっせん結果について

議案第 2 号 生産緑地のあっせんについて

議案第3-1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3-2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4-1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4-2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5-1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5-2号 農地法第5条の規定による許可申請について

5. 報告案件

報告第 1 号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第 3 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願（相続）について

報告第 4 号 農地法第4条及び第5条許可に伴う工事完了報告について

報告第 5 号 農地法第4条許可に伴う工事完了報告について

6. 議案審議結果

上程 8件 承認 8件

7. 閉会時間 午前10時50分

<p>議 長</p>	<p>みなさん、おはようございます。</p> <p>連日、猛暑が続いており、体調を崩しやすい時期ではありますが、本日もお集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>それでは、定刻となりましたので、ただ今より、令和5年第8回習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>総会の開催に当たりましては、これまでどおり、市の指示事項に応じた対策で開催いたしますので、ご承知おきください。</p> <p>本日は、2番、江口 明美委員、3番、江口 勝洋委員から欠席される旨のご連絡がありました。</p> <p>よって、農業委員16名の内、14名の出席により、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>次に、議事録署名人について、習志野市農業委員会会議規則第26条の規定により議長より指名させていただきます。</p> <p>1番、中野 政博委員、4番、渡辺 喜代美委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の議案上程件数は8件、報告件数は5件でございます。</p> <p>それでは、早速審議に入ります。</p> <p>議案第1号、「生産緑地のあっせん結果について」を議案とします。</p> <p>事務局は、議案第1号の議案説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは、議長のご指示によりまして説明いたします。</p> <p>総会資料をご覧ください。</p> <p>議案第1号は、生産緑地のあっせん結果についてであります。</p> <p>対象となりました生産緑地は、習志野市本大久保五丁目にある農地3筆であり、合計面積は1,229平方メートルであります。</p> <p>申請者は資料記載のとおりでございます。</p> <p>本件は、令和5年7月5日開催の令和5年第7回総会において、生産緑地の所在地や買取り希望額等を情報提供させていただいたものです。</p> <p>本日は、地域の農業従事者で、当該生産緑地の購入を希望された方がいらっしまったのか、皆様方より報告を頂戴するものであります。</p> <p>本日のあっせん結果につきましては、総会後に市に対し回答いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>本件は、対象となった生産緑地の買取り希望を確認するため、先月の総会にて、情報提供させていただいた案件です。</p>

<p>議 長</p>	<p>早速ですが、各地域の方から、対象地を購入しようとお考えになった方は、おられましたでしょうか。  よろしいでしょうか。  特段、購入希望の方は、いなかったということで良いでしょうか。  はい、ありがとうございます。  それでは、議案第1号、「生産緑地のあっせん結果について」は、購入希望者無しと、市長に対し回答することといたします。  事務局は、速やかに市長に回答をお願いします。</p> <p>次に参ります。  議案第2号、「生産緑地のあっせんについて」を議題といたします。  それでは、事務局は議案説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは、総会資料をご覧ください。  議案第2号は、生産緑地のあっせんについてであります。  対象となりました生産緑地は、習志野市谷津二丁目にある農地1筆であり、面積は528平方メートルであります。  申請者及び買い取り希望額は、資料記載のとおりでございます。  対象地は、平成4年11月に生産緑地地区として指定され、指定の日から起算して30年を経過いたしました。  このことから、生産緑地法第10条の規定に基づき、令和5年6月26日付けにて、所有者より市に対して生産緑地の買い取り申出がなされましたが、市及び他の公共団体等において買い取り希望はありませんでした。  よって、同法第13条に基づき、農業に従事することを希望する者が、これを取  得できるようにあっせんに努める必要があることから、農業委員会及びJA千葉  みらい習志野支店にあっせんが依頼されたものです。  対象地は、資料添付の案内図のとおりです。  皆様におかれましては、地域の農業者に対しまして、案内図や面積、買い取り  希望額をお伝えいただく中で、買い取り希望の有無をご確認くださいませ  ようお願いいたします。  次回の令和5年第9回総会にて、皆様より、あっせん結果の報告をお伺いいた  します。  説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局ありがとうございました。  続けて、議案の詳細説明をお願いします。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p> <p>…… 暫時休憩中、事務局より詳細説明 ……</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>本件は、30年間という長い年月を生産緑地として管理していただき、買い取り申し出に至った事案です。</p> <p>ただ今の説明について、ご質問のある方は、挙手願います。</p> <p>ご意見・ご質問等が無ければ、委員の皆様は、地域に持ち帰り、生産緑地の購入を希望される方がいるか、確認してください。</p> <p>次回の9月総会であっせん結果の報告を頂きますので、よろしくお願いたします。</p> <p>次にまいります。</p> <p>議案第3-1号及び議案第3-2号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議案とします。</p> <p>本件については、同一の譲受人に対する農地の所有権移転でありますので、一括して審議をします。</p> <p>事務局は、議案第3-1号及び議案第3-2号の議案説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p> <p>事務局</p>	<p>はい。それでは総会資料をご覧ください。</p> <p>議案第3-1号及び議案第3-2号について、一括して説明いたします。</p> <p>まず、議案第3-1号の議案書をご覧ください。</p> <p>下記のとおり、農地法施行規則第10条の規定による許可申請書の提出がありましたので、許可について審議を求めるものです。</p> <p>1番、申請地は、鷺沼台2丁目の農地1筆であり、面積は135平方メートルであります。</p> <p>2番、権利の内容といたしましては、売買による所有権の移転でございます。</p> <p>3番、申請者の住所及び、氏名は記載のとおりです。</p> <p>続きまして、議案第3-2号の議案書をご覧ください。</p> <p>議案第3-2号につきましても、議案第3-1号と同様に、農地法第3条の規定による許可申請についてであり、提案理由は同一であるため割愛させていただきます。</p> <p>1番、申請地は、習志野市鷺沼台2丁目の農地1筆で、面積は485平方メートルであります。</p> <p>2番、権利の内容は、売買による所有権の移転でございます。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>3番、申請者の住所及び氏名は、資料記載のとおりです。 説明については、以上です。</p> <p>ありがとうございました。 続けて、議案の詳細説明をお願いします。 なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p> <p>…… 暫時休憩中、事務局より詳細説明 ……</p>
<p>議 長</p> <p>都築委員</p>	<p>事務局、ありがとうございました。休憩前に戻り会議を開きます。 それでは、鷺沼台地区の農業委員である都築委員から、土地所有者の状況等について、ご存知のことがあればお願いします。</p> <p>はい。この土地所有者は、2名おられますが、相続により取得した農地です。 南側の農地は、年1回程度、草刈を行っている状況です。長年耕作されておらずトラクターなどの農機具で耕すのも大変だと思います。 北側の農地は、農機具の搬入路が無いため、耕作が大変と思います。 相続人の2名は、農業経験が無く、農地の管理にご苦労されておりました。 個人的には、今回の取引により、新たな所有者が耕作されるのであれば近隣もありがたいと考えます。</p>
<p>議 長</p> <p>三代川(和)委員</p>	<p>都築委員、ありがとうございました。 続いて、近隣で営農している三代川和彦委員いかがでしょうか。</p> <p>はい。先日、現地を調査した際に、譲受人と会話しました。 北側の農地は、トラクターなどが入れず、耕作が大変でしょうから、隣接農地も併せて購入すれば良いのではないかと話したところ、仲介者に打診していたので、営農にやる気を感じました。 南側農地については、重機を入れて土地改良をすべきと話しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。ありがとうございました。 それでは、これより議案第3-1号及び、議案第3-2号についての審議に入ります。 質問のある方は、挙手願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいでしょうか。 ご意見、ご質問等が無ければ採決に入ります。</p>

	<p>議案第3-1号及び議案第3-2号、「農地法第3条の規定による許可申請について」お諮りいたします。</p> <p>本件を許可とすることに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>全員賛成により、議案第3-1号及び議案第3-2号を許可することに決しました。</p> <p>事務局は、申請者に許可書を速やかに発行する手続きを行ってください。</p> <p>次にまいります。</p> <p>議案第4-1号及び議案第4-2号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を議案とします。</p> <p>本件は、同一の転用事業者による転用行為でありますので、一括して審議をいたします。</p> <p>事務局は、議案第4-1号及び議案第4-2号の議案を一括して説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、総会資料をご覧ください。</p> <p>議案第4-1号及び議案第4-2号について、一括して説明いたします。</p> <p>それでは、議案第4-1号の議案書をご覧ください。</p> <p>議案第4-1号、農地法第5条の規定による許可申請について。</p> <p>下記のとおり、農地法第5条第3項及び同法施行規則第30条の規定による許可申請書の提出がありましたので、許可について審議を求めるものであります。</p> <p>1番、申請地は、習志野市鷺沼台二丁目の農地3筆であり、面積は2,279平方メートルであります。</p> <p>2番、権利の内容は、売買による所有権の移転です。</p> <p>3番、転用目的は、特定建築条件付き売買予定地16区画の住宅用地です。</p> <p>4番、申請者住所、氏名は記載のとおりであります。</p> <p>続きまして、議案第4-2号の議案書をご覧ください。</p> <p>議案第4-2号につきましても、農地法第5条の規定による許可申請についてであり、提案理由は同一ですので割愛させていただきます。</p> <p>1番、申請地は、習志野市鷺沼台二丁目の農地1筆であり、面積は1,172平方メートルです。</p> <p>2番、権利の内容は、売買による所有権の移転であります。</p>
事務局	<p>3番、転用目的は、議案第4-1号と同一でございます。</p> <p>4番、申請者住所、氏名は記載のとおりであります。</p> <p>説明は以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。      続けて、議案の詳細説明をお願いします。      なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
事務局	<p>…… 暫時休憩中、事務局より詳細説明 ……</p>
議 長	<p>事務局、ありがとうございました。休憩前に戻り会議を開きます。      ご意見やご質問がありましたら、挙手をお願いします。      はい。三代川 和彦委員、どうぞ。</p>
三代川(和)委員	<p>はい。整備する道路について確認しますが、通り抜けさせるのでしょうか。      市との協議内容について教えてください。</p>
議 長	<p>事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。お答えいたします。      道路管理者に確認したところ、車止めの設置予定は無いとのことですが。      しかしながら、整備後の通行状況により、必要に応じて対策を行うとの事      あります。</p>
議 長	<p>三代川 和彦委員、続けてどうぞ。</p>
三代川(和)委員	<p>接道する道路は農道ですから、道幅が狭くなっています。      車のすれ違いが出来ませんから、近隣営農者としては支障があります。</p>
議 長	<p>ここで暫時休憩としまして、道路管理者の考えや、より具体的な      説明を求めたいと思います。      事務局は、今一度、市が道路を管理していく考え方など、詳細に      説明してください。</p>
事務局	<p>…… 暫時休憩中、事務局より詳細説明 ……</p>
議 長	<p>事務局、ありがとうございました。休憩前に戻り会議を開きます。      以上の説明を踏まえて、三代川 和彦委員、改めて質問ありますか。</p>
三代川(和)委員	<p>はい。事務局より説明をいただき、理解いたしました。</p>

<p>議 長</p>	<p>別の質問をさせていただきます。 申請地を含む周辺は地盤が低いので、周りからの雨水が流入しやすく、非常に水溜りが発生しやすい場所です。 事業者などは、近隣の土地所有者に対して十分説明されていますか。</p> <p>事務局、答弁をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。お答えいたします。 転用事業者及び設計者にて、雨水排水について、近隣土地所有者に対し説明し、協議が完了しております。 申請地内の雨水につきましては、総会資料に添付いたしました排水計画図のとおり、各区分や整備する道路内に貯留槽を設けて貯留及び抑制を行います。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。ありがとうございます。三代川委員、よろしいでしょうか。 他にありませんか。 はい。飯生委員、どうぞ。</p>
<p>飯生委員</p>	<p>はい。やはり周辺で営農されている方もいますが、事業者などは隣接地の所有者だけでなく、幅広く説明されるのでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局、説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。開発行為が完了し、居住される方に販売する際には、近隣に営農されている農地がある事を十分説明していただけるものと考えております。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。ありがとうございます。 隣接地は畑ですので、重要事項説明などの徹底を今一度、要請してください。 外にありませんか。はい。都築委員、どうぞ。</p>
<p>都築委員</p>	<p>質問ではなく、意見です。 やはり車の往来が増えますと交通事故などの危険性が増すと思われるので、通行ルールを取り入れてはいかがかと思います。 例えば、購入された居住者は農道側に入りしめないなど、通行の協力をお願いしますとか、何かしら対策をした方が良くないでしょうか。</p>



議 長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>販売の際に農道利用などについても説明して頂くことを事業者に求めることは可能でしょうか。事務局、いかがですか。</p>
事務局	<p>はい。販売時に入居者に対して協力をお願いする事は可能だと思います。</p>
議 長	<p>はい。それでは、事務局は事業者と今一度協議をお願いします。</p> <p>他にご質問やご意見はありませんか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ご意見・ご質問等が無ければ採決に入ります。</p> <p>議案第4-1号及び議案第4-2号を一括して採決いたします。</p> <p>「農地法第5条の規定による許可申請について」を許可相当とすることに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>賛成多数により、議案第4-1号及び議案第4-2号を許可相当と認め、許可権者である千葉県知事に意見を附して、進達することに決しました。</p> <p>なお、本件は、転用面積の合計が3,000平方メートル以上でありますので、千葉県知事に進達する前に、千葉県農業会議に転用許可について諮問することとなります。</p> <p>事務局は、知事に対する進達と併せ、対応をお願いします。</p> <p>次にまいります。</p> <p>議案第5-1号及び議案第5-2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議案とします。</p> <p>本件は、同一事業者による転用事業でありますので、一括して審議します。</p> <p>事務局は、議案説明を一括してお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、議長の指示によりまして、一括して説明いたします。</p> <p>議案第5-1号及び議案第5-2号の議案書をご覧ください。</p> <p>議案第5-1号、農地法第5条の規定による許可申請について。</p> <p>下記のとおり、農地法第5条第3項及び同法施行規則第30条の規定による許可申請書の提出がありましたので、許可について審議を求めるものです。</p> <p>1番、申請地は、鷺沼台二丁目の農地1筆であり、面積は416.83平方メートル</p>

	<p>ルの内、367.44平方メートルであります。</p> <p>2番、権利の内容は、売買による所有権の移転であります。</p> <p>3番、転用目的は、特定建築条件付き売買予定地2区画の住宅用地です。</p> <p>4番、申請者住所、氏名は記載のとおりであります。</p> <p>続きまして、議案第5-2号の議案書をご覧ください。</p> <p>議案第5-2号も同様に、農地法第5条の規定による許可申請についてであり、提案理由は同一ですので割愛とさせていただきます。</p> <p>1番、申請地は、先ほどと同じ農地1筆であり、面積は416.83平方メートルの内、49.39平方メートルです。</p> <p>2番、権利の内容は、議案第5-1号と同様です。</p> <p>3番、転用目的は、公衆用道路用地であります。</p> <p>4番、申請者住所、氏名は資料記載のとおりでございます。</p> <p>説明については以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続けて、議案の詳細説明をお願いします。</p> <p>なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
事務局	<p>…… 暫時休憩中、事務局より詳細説明 ……</p>
議 長	<p>事務局、ありがとうございました。休憩前に戻り会議を開きます。</p> <p>ご意見・ご質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>ご意見・ご質問等が無ければ採決に入らせていただきます。</p> <p>本件は、同一事業者による許可申請であるため、一括して採決いたします。</p> <p>議案第5-1号及び議案第5-2号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を許可相当とすることに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>ありがとうございます。</p>
議 長	<p>全員賛成により、議案第5-1号、議案第5-2号を許可相当と認め、許可権者である千葉県知事に意見を附して、進達することに決しました。</p> <p>事務局は、千葉県知事に対して意見書を附して進達してください。</p> <p>以上で、審議案件は全て終了となります。</p>
議 長	<p>次に、報告事項に入ります。</p>

	<p>報告第1号の農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の受理通知及び、報告第2号の農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理通知ですが、事前に総会資料を配布しており、目を通していただいていると思いますが、質問等のある方は挙手願います。事務局、何か補足説明等がありますか。</p>
事務局	<p>特段ありません。</p>
議長	<p>各委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。よろしいですか。質問等が無ければ、次にまいります。報告第3号は、引き続き農業経営を行っている旨の証明願いに ついてです。事務局、何か補足説明はありますか。なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
事務局	<p>…… 暫時休憩中、事務局より補足説明 ……</p>
議長	<p>事務局、ありがとうございました。休憩前に戻り会議を開きます。私も現地調査をさせていただきました。現地はキレイに管理されておりました。補足で報告させていただきます。委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。よろしいですか。</p>
議長	<p>質問等が無ければ、次にまいります。報告第4号は、農地法第4条及び第5条許可に伴う工事完了報告書についてです。</p>
議長	<p>事務局、何か補足説明はありますか。なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
事務局	<p>…… 暫時休憩中、事務局より補足説明 ……</p>
議長	<p>事務局、ありがとうございました。休憩前に戻り会議を開きます。それでは、現地を調査された都築委員、報告をお願いします。</p>

都築委員	はい。専用住宅が建築され、宅地利用されておりました。
議 長	<p>都築委員、報告ありがとうございました。 委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。 よろしいですか。 質問等が無ければ、次にまいります。 続きまして、報告第5号は、農地法第4条許可に伴う工事完了報告書についてです。 事務局、何か補足説明はありますか。 なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
事務局	…… 暫時休憩中、事務局より補足説明 ……
議 長	事務局、ありがとうございました。休憩前に戻り会議を開きます。それでは、現地を調査された渡邊 幸枝委員、報告をお願いします。
渡邊(幸)委員	はい。転用目的のとおり福祉施設が建設されておりました。
議 長	<p>渡邊 幸枝委員、報告ありがとうございました。 委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。 よろしいですか。 無いようでしたら、以上を持ちまして、令和5年第8回習志野市農業委員会総会を終了いたします。</p>